

平成25年6月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成25年6月24日（月曜日） 午前9時～午前10時50分

2 開催場所 南大隅町中央公民館大会議室（本庁舎内）

3 (1) 出席委員（16人）

会 長	6 番	橋 口 初 男
委 員	1 番	堂 地 初 男
〃	3 番	武 田 榮 一 郎
〃	5 番	鞍 掛 牧 生
〃	7 番	竹 之 内 勝 男
〃	9 番	徳 留 徳 次
〃	10 番	神 園 英 市
〃	11 番	瀬 崎 寅 蔵
〃	12 番	打 越 淳 一
〃	13 番	半 田 太 志
〃	14 番	溝 田 耕 一
〃	15 番	吉 永 一 雪
〃	16 番	溝 端 正 次
〃	17 番	富 田 良 成
〃	19 番	桑 田 勇 一

4 農業委員会事務局職員

事務局長 竹野 洋一

事務局次長 川田原 孝二

事務局係長 中村 玲子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第69号 非農地証明願いに係る証明について

議案第70号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第71号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成25年度の活動計画等の決定について

議案第72号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成25年6月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の定例会の出席委員は、16名です、全員出席ですので総会は成立しております。次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、18番の田中委員と19番桑田委員の両名を指名します。本日の会議書記には事務局職員の川田原氏と中村氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。議案第67号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は3件です、それでは事務局より説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。2ページでございます。議案第67号農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可申請に係る資料を別紙のとおり提案する。

(議案第67号受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議長： はい、ありがとうございます。ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

3番： 3番、武田です。

議長： 3番、武田委員。

3番： 現地は丸峯公民館近くの畑であります。中山間直接支払い制度の始まった当初から色々検討されまして、今後ここは宅地化が進むということで中山間直接支払い制度区域から除外した経緯があります。おまけに転石の多い農地で整備には無理な農地であります。調査の意見としまして平成24年8月に申請され、宅地にしたいとの意見であったが、農業振興地域内であり、昨年からの農振全体見直し事業により除外申請した農地であります。宅地の隣接農地であり家庭菜園的農地として有効活用されると思います。何ら問題はないと考えます。

議長： はい、ありがとうございます、これより質疑に入ります。ご意見等ございますか。

委員： なし。

議 長： それでは採決いたします。議案第67号受付番号1番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第67号受付番号1番は原案のとおり決定されました。

議 長： 次に、議案第67号受付番号2番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 資料6ページでございます。

(議案第67号受付番号2番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議 長： はい、ありがとうございます。担当地域が私のところでありますので報告いたします。ここは私の自治会の浦校区の水田でございます。申請地は〇〇氏が病気で高齢でもありますし、処分をしたいと〇〇氏への売買が成立いたしました。〇〇氏は70歳が近いわけですが機械設備も充実されております。露地園芸を中心に経営を拡大されております。3条の申請については何ら問題はないと認識しております。皆さん方の審議をお願いいたします。

議 長： これより質疑にはいりません、ご意見等ございますか。

委 員： なし

議 長： それでは採決いたします。議案第67号受付番号2番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第67号受付番号2番は原案のとおり決定されました。

議 長： 次に、議案第67号受付番号3番について、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 資料8ページでございます。

(議案第67号受付番号3番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないために許可要件のすべてを満たすと考えます、よろしく願いいたします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の3番の現地調査等の報告を求めます。

14番： 14番、溝田です。

議長： 14番、溝田委員。

14番： 18日に現地調査を行いました。堀切平の〇〇〇番は両隣宅地であります。現在〇〇氏がカライモを作っております。それと千束の〇〇〇番〇は通称千束平の中ほど100m入り込んだ畑であります。現在牧草のイタリアンが作付けされております。畜産農家が借りて作付けしております。調査の意見としまして譲受人と譲渡人は親戚関係でありまして、今後はインゲンなど作付けして規模拡大など考えているそうであります。周辺の農地にも支障は生じないものと考えられ3条申請は何ら問題ないと思います。皆さんの審議方よろしく申し上げます。

議長： これより質疑にはいりません、ご意見等ございますか。

委員： なし

議長： それでは採決いたします。議案第67号受付番号3番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第67号受付番号3番は原案のとおり決定されました。

議長： 次に議案第68号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。許可申請は1件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、11ページをお開き下さい。今月の農地法第4条の許可申請は1件です。議案書をもとに説明します。

(議案第68号受付番号1番の議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。以上で終了します。

議長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

3番： 3番、武田です。

議長： 3番、武田委員。

3番： 現地は丸峯公民館近くで日照も良く、申請人の希望する住宅用地としては最適地であり、付近の農地は転石等が多く、やや不向きであるが小さい面積の田畑が点在している。申請人が農家住宅を建てても360度付近の農地にはほとんど影響なしと考える。

宅地化後の排水も問題はない。地域内に住宅を建てることにより、地域への今後の貢献が充分期待される。周辺の農地所有者からも理解を得ていて全く問題はない。

議長： はい、ありがとうございます、これより質疑に入ります。ご意見等ございますか。

委員： なし。

議長： それでは採決いたします。議案第68号受付番号1番について、原案どおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第68号受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第69号非農地証明に係る証明についてを議題と致します。申請は2件です。受付番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは17ページです。第69号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明に係る証明の申請は2件です。議案書をもとに説明します。

(議案第69号受付番号1番議案書をもとに朗読及び説明) 以上で終わります。

議長： ここで担当委員の現地調査報告を求めます。

16番： 16番、溝端です。

議長： 16番、溝端委員。

16番： 6月21日に親戚の方の案内で会長と事務局と現地を確認いたしました。現地の状況ですが、現地は佐多馬籠の外之迫団地の奥の区域外の場所であり、少し傾斜になっている所でありました。昭和46年頃に杉を植えたとのことですので40年以上経過しており周辺も雑木となっており、現地は傾斜地ということもあって、取付道路も無く今更、農地に復旧するには不可能であり、非農地証明はやむをえないものと思われま。

議長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

委員： なし

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第69号受付番号1番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第69号受付番号1番は原案のとおり証明することに決定いたしました。次に、受付番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは22ページです。
(議案第69号受付番号2番議案書をもとに朗読及び説明) 以上で終わります。

議 長： ここで担当委員の現地調査報告を求めます。

14番： 14番、溝田です。

議 長： 14番、溝田委員。

14番： 6月21日に会長と事務局、富田委員と現地を確認いたしました。現地の状況ですが、後迫2筆、上後迫1筆は根占川北集落の西側で20年くらい前まで水田だったが現在、山林化しておりまして、現地に至る道路も雑木林となっています。滑川の1筆については中別府から東の方向で錦江町との町境に位置してしまっていて、ここも同じく20年くらい前まで水田であったが雑木林となっています。これら全ての土地は、農地に復旧することは困難であり、非農地として証明して地目を変更すべきであろうかと考えます。審議方よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。只今、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

委 員： なし

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第69号受付番号2番については、原案どおり証明することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第69号受付番号2番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 次に、議案第70号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議案に供します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： それでは、27ページの議案書をご覧ください。町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第70号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長： 只今、事務局の説明がありましたが、委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

(発言なし)

議長： それでは、質疑に入りますが議席番号13番、半田委員が受付番号8番と9番に議題提出がございます。よって南大隅町農業委員会会則第12条議事参与の制限により席を外していただきます。

(議席番号13番半田委員退席)

議長： それでは、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第70号については、原案のとおり決定することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第70号は原案のとおり決定いたしました。

(議席番号13番半田委員入席)

議長： 次に、議案第71号、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに平成25年度の活動計画等の決定についてを議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局： 31ページの議案第71の議案書をご覧ください。

(議案第71号議案書をもとに資料の朗読および説明)

農業委員会は、毎年度当該年度の活動に対する点検・評価及び次年度の目標とその達成に向けた活動計画等の検討を行うこととなっており提案するものであります。審議方よろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

委員： なし。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第71号について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第71号は原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第72号、農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定についてを議題と致します。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 46ページの議案第72号の議案書をご覧ください。
農業委員会は、農地法の改正により毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっており提案するものであります。
(議案第72号議案書をもとに資料の朗読及び説明)

議長： これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

委員： なし。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第72号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第72号農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については、原案どおり決定することに決定いたしました。

議長： 以上で、本日の議案の審議などすべてを終了しました。続きまして、研修会に入ります。本日は鹿屋税務署からお招きしまして「農地等の相続税・贈与税納税猶予制度等について」と題しまして研修会を開催いたします。それではよろしくをお願いします。

「農地等の相続税・贈与税納税猶予制度等についての研修会」

次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

①行事予定について

議長： はい、ありがとうございます。他にありませんか。

よろしいですか。以上をもちまして、平成25年6月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員